

< 調書 記入例 >

第1号様式(第4条関係)

私立幼稚園保育料等減額免除措置に関する調書

太枠内を黒のボールペンでいねいに記入してください。 令和元年6月

| | | |
|--------|--------------------|----------------------|
| 補助対象園児 | 在園園児の氏名等 | ② 在園状況 |
| フリガナ | ソウカ ハルオ | そうか 幼稚園 |
| 園児名 | 草加 春雄 | 入園年月日: 平成・令和 31年4月1日 |
| 生年月日 | 園児と同世帯の保護者及び世帯主の住所 | 満3歳 年少・年中・年長 |

<入園年月日>
年度当初から入園している方は「4月1日」、途中入園の方は入園手続上の日付をご記入ください。今年4月までの入園は「平成」、今年5月以降の入園は「令和」に○をつけてください。

| | |
|-------------------------------|----------------|
| 現住所 | 草加市 高砂1-1-1 |
| 電話番号 (〇〇〇) × × × × - △ △ △ △ | 〔連絡先氏名: 草加 花子〕 |
| FAX番号 (〇〇〇) × × × × - △ △ △ △ | 〔自宅 その他〕 |

<電話番号・FAX番号>
書類・住民税の申告等に不備があった場合、市役所から連絡しますので、日中つながる番号(自宅or携帯番号)をご記入ください。

| フリガナ | 園児からみた続柄 | 生年月日 | 兄弟姉妹の通園・通学状況 |
|-------|----------|----------------------|--|
| 草加 一郎 | 父 (保護者) | 大正・昭和・平成 50年5月1日 | 1番上の段については園児と同世帯の保護者及び世帯主のお名前をご記入ください。保護者と世帯主が異なる場合には保護者の方のお名前を優先させてご記入ください。 |
| 草加 花子 | 母 | 大正・昭和・平成・令和 50年6月1日 | |
| 草加 夏子 | 姉 | 大正・昭和・平成・令和 18年8月1日 | 在宅・その他(中学校) |
| 草加 秋子 | 姉 | 大正・昭和・平成・令和 22年10月1日 | 幼稚園・小学校() 3年 |
| 草加 冬子 | | 大正・昭和・平成・令和 25年10月1日 | 幼稚園・小学校() 年長 |
| 草加 冬子 | | 大正・昭和・平成・令和 25年10月1日 | 幼稚園・小学校() 年長 |

1番上の段については園児と同世帯の保護者及び世帯主のお名前をご記入ください。保護者と世帯主が異なる場合には保護者の方のお名前を優先させてご記入ください。

<保護者氏名(署名)>
署名は、世帯の状況の1番上の段の方のお名前(保護者名)をご記入ください。「印」は保護者の方の自署の場合、省略できます。代筆等の場合は必ず押印してください。※こちらの署名をもとに課税状況の確認を行いますので、記入忘れのないようご注意ください。

園児と同世帯の者については(生計を一にする者)、記入漏れのないよう、全員記入してください。1枚で足りない場合は、コピーし、左上をホチキスでとめて幼稚園に提出してください。

| | | | |
|------|-------|----------|------|
| フリガナ | 氏名 | 大正・昭和・平成 | 都道府県 |
| | 草加 一郎 | | |

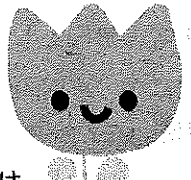
④に記入をお願いします。⑤への記入は必要ありません。

| | |
|---|--------------------------|
| ⑤保護者又は保護者と同世帯に属する者が以下項目のいずれかに該当又は手帳をお持ちの場合は、右のチェックボックスにチェックマークの記入をご記入下さい。 | チェックボックス |
| 【項目】 ひとり親世帯、身体障害者手帳、療育手帳、対象児童、障害基礎年金の受給者 | <input type="checkbox"/> |
| ※上記項目に該当する場合にはそのこと、必要書類を提出してください。 | |

| | |
|---|--------------|
| ⑥2019年1月2日以降に現住所に転入された方は、前住所をご記入ください。 | 前住所 |
| ※2019年1月2日以降に転入された方、単身赴任等で別世帯の保護者がいる場合は、当該年(非課税)証明書又は納税通知書の写しを提出してください。 | 前幼稚園: 年 月 転入 |

市外から転入された方は転入月をご記入ください。

訂正がある場合、訂正箇所を二重線をひき訂正印を押してください。修正液、修正テープ等は使用しないでください。フリガナ等記入漏れのないよう、ご記入が完了したら再度ご確認をお願いします。



※2019年1月2日以降に現住所に転入された方、単身赴任等で別世帯の保護者がいる場合は、令和元年度(平成31年度)の課税(非課税)証明書または納税通知書の写しを、7月5日(金)までに市保育課に提出してください。

保護者のみなさまへ

草加市

令和元年度草加市私立幼稚園就園奨励費補助金について

1. 草加市私立幼稚園就園奨励費補助金制度とは

私立幼稚園設置者が保護者の負担を軽減するため、入園料及び保育料を減額又は免除する場合、その設置者に幼稚園就園奨励費補助金を交付するものです。

2. 該当要件

下記の3つの要件を満たした方が対象となります。

- ①草加市に対象園児の住民登録がある
- ②私立幼稚園に在園している3～5歳児(平成31年度/令和元年度)もしくは年度内に3歳の誕生日を迎える満3歳児が私立幼稚園に在園
- ③保護者の住民税(平成31年度/令和元年度)の申告内容が確認できる

3. 提出書類

全員が提出するもの

- 「私立幼稚園保育料等減額免除措置に関する調書(桃色)」
→幼稚園へ 提出期限 令和元年(2019年)6月12日(水) (必ず幼稚園経由でご提出ください)

該当する方のみ提出するもの

- 以下の書類を草加市役所 保育課へ(調書と一緒に提出の場合、園経由でも構いません)
提出期限 令和元年(2019年)7月5日(金)

○税に関する書類

| 保護者・扶養者等の状況 | 提出書類(該当書類全て) |
|--|---|
| 2019年1月2日以降に草加市に転入された方 | ◎平成31年度(令和元年度)住民税額が確認できる書類(写し可) (世帯内で収入がある方全員、扶養に入っている場合は不要) ・次のいずれか一つを提出してください。 平成31年度(令和元年度)住民税課税(非課税)証明書 平成31年度(令和元年度)住民税納税通知書 |
| 単身赴任中等により、他の市区町村に平成31年度(令和元年度)の住民税を納めている場合 | ◎平成30年中(2018年1月～12月)に海外で収入があった場合 |

○ひとり親世帯等に関する書類(令和元年度に下記世帯状況に該当する場合)

| 園児又は園児の世帯内の状況 | 提出書類(いずれか1部) |
|---|---|
| 生活保護受給世帯 | 生活保護受給証明書(原本)、受給証(写し) |
| ひとり親世帯(母子、父子世帯など。単身赴任は対象外。) | 戸籍謄本(写し可)、ひとり親家庭等医療費受給者証(写し)、児童扶養手当書(写し)のうちいずれか |
| 同一世帯内に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる場合 | 手帳の写し(該当者がわかるページの写し) |
| 特別児童扶養手当の支給対象児 | 証書(写し) |
| 障害基礎年金の受給者 | 年金証書(写し) |

- ・添付書類を提出する際は、提出書類の裏面に幼稚園名・園児名・フリガナ・学年をご記入ください。
- ・補助金額に影響が出る可能性があるため、期限を過ぎてしまった場合、速やかに書類をご提出ください。

今年度の補助金は4月～9月間の在籍分が補助金として12月に交付されます。
 下記金額表は12か月分の補助金額となっており、下記計算にて決定されます。

【計算式】12か月分の補助単価×前期分保育料の支払い月数÷12

【例】D階層 第1子 4月～9月間在籍していた場合
 $62,200円 \times 6 \text{ か月} \div 12 = \text{補助金額 } 31,100円$ (4月～9月分の補助金)

10月以降の保育料への補助については、幼児教育無償化が適用予定(月額25,700円上限)ですが、詳細については決定次第、別途周知させていただきます。

<令和元年度補助金額表> ※補助金額は12か月分の補助単価(案)

| 保護者の世帯区分 | | 補助金額 | |
|----------|---|-----------------|---------------|
| A | 生活保護世帯 | 年額 第1子 | 308,000円 以内 |
| | | 第2子 | 308,000円 以内 |
| | | 第3子以降 | 308,000円 以内 |
| B | 平成31年度(令和元年度)に納付すべき市民税が非課税となる世帯 | 年額 第1子 | 272,000円 以内 |
| | | (ひとり親世帯等 第1子) | (308,000円 以内) |
| | 平成31年度(令和元年度)に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯 | 第2子 | 308,000円 以内 |
| | | (ひとり親世帯等 第2子) | (308,000円 以内) |
| C | 平成31年度(令和元年度)に納付すべき市民税の所得割課税額が1円～77,100円の世帯(年収約360万円以下) | 年額 第1子 | 187,200円 以内 |
| | | (ひとり親世帯等 第1子) | (272,000円 以内) |
| | | 第2子 | 247,000円 以内 |
| | | (ひとり親世帯等 第2子) | (308,000円 以内) |
| | | 第3子以降 | 308,000円 以内 |
| D | 平成31年度(令和元年度)に納付すべき市民税の所得割課税額が77,101円～211,200円の世帯(年収約680万円以下の方) | 年額 第1子 | 62,200円 以内 |
| | | 第2子 | 185,000円 以内 |
| | | 第3子以降 | 308,000円 以内 |
| | | (ひとり親世帯等 第3子以降) | (308,000円 以内) |
| E | A～Dに該当しない世帯(所得制限なし) | 年額 第1子 | 20,000円 以内 |
| | | 第2子 | 154,000円 以内 |
| | | 第3子以降 | 308,000円 以内 |

・補助単価表は(案)のため補助単価が変更になる可能性があります。

◎兄弟カウントについて

A～C階層保護者と生計を一にする兄弟で上から順番に第1子、第2子、第3子…とカウントし、在園児が第何子か判定します。

D、E階層保護者と生計を一にする兄弟で小学校3年生以下の兄弟から順番に第1子、第2子、第3子…とカウントし、在園児が第何子か判定します。

・補助金額表内にある「以内」とは、転出・退園等があった場合に月割り対応になるためです。

・「年収約〇〇円」との表記は、モデル世帯の場合ですので、参考までにご覧ください。

4. 令和元年度の補助金額

草加市では国が定める制度をもとに、保護者が平成31年度に納付すべき市民税の所得割課税額を基準に5つの区分に分け、在園児が第何子かにより補助金額を決定します。(区分については補助金額表を参照)

課税額の算定については、園児と同一世帯であり生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る)のすべての者の所得割課税額の合計額で行います。他にも単身赴任、離婚せず別居等で同一世帯以外に父母がいる場合は、その方の市民税の所得割課税額も合算になります。

保護者の世帯区分は、租税特別措置法による住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、譲渡割・配当割控除を受けている場合、控除適用前の市民税所得割課税額で決定します。

5. 補助金の交付時期

4月～9月までの在籍月数に応じ、12月頃幼稚園経由で交付を予定しております(年度途中で入園された方も必ず9月末までに申請書の提出をお願いします)。

6. その他注意点

(1) 調書未提出、税未申告の場合

調書を提出されなかった場合や、調書を提出されても住民税の申告をされていない方には補助金を交付することができません。住民税の申告がお済みでない方は至急市役所市民税課(2019年1月2日以降に草加市に転入された方は、2019年1月1日現在の住民登録地)で申告の手続きをしてください。

申告後、申告書控えが渡されますので、名前と受領印が押してある面のコピー(控えが不要の場合は原本でも可)を市役所保育課へご提出をお願いいたします。

(2) 年度内の申告内容変更

補助金の交付を受けてから修正申告等で該当区分に違いが生じても補助金額の変更はできません。

6月以降に修正申告等で申告内容を変更された場合は、9月末までにご連絡ください。

連絡がない場合、変更前の内容で判定される場合がございます。

(3) 補助対象について

補助の対象は保育料に対するものです。入園料に対する補助はございませんのでご注意ください。

(4) 補助限度額が実際に支払う入園料・保育料を超える場合

補助金額表で該当する額が、該当期間に支払う入園料・保育料の額を上回る場合には、実際に支払った入園料・保育料が補助限度額となります。

(5) 年度途中で転入及び入園された方、又転出及び退園された方

補助金額表で該当する額を、月割額にして交付します。転入されてきた方で、前市区町村で補助金の交付を受けている場合は、前市区町村と調整した額を交付します。

また、補助金額に影響が出るため退園・転出等された方は速やかにお通りの幼稚園へご連絡ください。草加市にお住まいかつ幼稚園に在園の月数以上の補助金額を受領された場合には、ご返金していただく場合がございます。

(7) 世帯状況に変更が生じた方

申請書提出以降、離婚等で世帯状況に変更が生じた場合、補助金額が変更になる可能性がございますので保育課までご連絡ください(12月交付に向けては、原則9月末まで)。なお、離婚により世帯構成が変わった場合には、ひとり親世帯等の書類をご提出ください。

7. 調書記入上の注意事項

・補助金の対象となる園児が2人以上いる場合は、1人の園児につき1枚の調書を記入してください。

・保護者の署名をもとに課税状況を確認いたしますので、記入忘れのないようお気をつけください。

そのほか、裏面の記入例を参考にご記入をお願いします。

8. 問い合わせ・郵送先

〒340-0016 草加市中央一丁目1番8号 草加市 子ども未来部 保育課

電話：922-1491(直通) FAX：922-3274 ※保育課窓口は第二庁舎2階にございます。